## 自己破産とは

自己破産とは、簡単に言うと破産法という法律により定められた国の制度で、各地にある地方裁判所を通じて、借金をなくす手続きです。

自己破産については、借金の返済に万策尽きた最後の救済の道といえます。

自己破産では、免責許可決定というものをもらうことが目的になります。免責許可決定とは、裁判所から「借金を返済することはできない」という破産開始決定が下された後に、「借金は払わなくてもいい」という決定を受けることをいいます。ただし、自分の所有している資産では全ての債権者に弁済することができなくなった場合に、最低限の生活必需品を除いた財産を換価し、全債権者にその債権額に応じ、公平に弁済することとなります。

支払い不能かどうかの判定は、申立人の収入・資産状態によって大きく異なります。 例えば、月収20万円の会社員の場合は、クレジットや消費者金融からの借金の総額が 300万円であれば、月々の支払が10万円近くになりますので支払不能状態と判断さ れる可能性が高いといえます。

免責が確定すると、初めて債務者は破産手続開始決定以前の状態に戻り、公私の資格制限も解かれて全く普通に生活することができるようになります。